

# 北九州交通圏・筑豊交通圏・福岡交通圏・久留米市・大牟田市タクシー特定地域協議会議事概要

平成 21 年 11 月 6 日（金）

13：30～15：30

八 仙 閣

## 1．協議会設立の手続き

・北九州交通圏・筑豊交通圏・福岡交通圏・久留米市・大牟田市タクシー特定地域協議会の合同の設立協議を開催

・設置要綱の承認

[事務局]それぞれの協議会の設置要綱（案）を説明

久留米市、大牟田市の構成員の見直しの意見が出されたが、人選がこれからであり、構成員の変更は第2回の協議会で協議することで、今回は事務局が提案した要綱（案）とおり5地区の設置要綱が承認された。

・構成員の紹介

[事務局]要綱に従い、各特定地域ごとに構成員を紹介

・会長選出

構成員の推薦により、湯元福岡運輸支局長を会長に選出

・協議会の設立

[事務局]これをもって協議会の設立の手続きを終了する。引き続き設立した5つの協議会の第1回協議会を開催する。

・協議の開始に当たり、協議会の公開方法について議事2.(3)事務局紹介までは傍聴可とし、以降については協議会終了後、報道関係者に対し議事概要の説明等を行うこと及び後日、議事概要の公表を行うことで出席者の了承を得た。

北九州交通圏、筑豊交通圏、福岡交通圏、久留米  
米市、大牟田市タクシー特定地域協議会第1回協議会

平成21年11月6日（金）

14：30～

八 仙 閣

1．開会

北九州交通圏、筑豊交通圏、福岡交通圏、久留米市、大牟田市タクシー特定地域協議会第1回協議会を開催。

2．会長挨拶

- ・ タクシーは鉄道、バスとともに公共交通機関として利用者輸送に貢献しているところであり、特に、鉄道、バスの利用が困難な高齢者等の移動制約者や、終電、終バス運行終了後の市民の輸送を担うなくてはならない重要な交通機関である。
- ・ しかし、モータリゼーションの進展やバブル崩壊後の長期にわたる経済不況により、利用者がかなり減少しており厳しい経営を余儀なくされている。
- ・ このためタクシー業界では、収支改善により低下している乗務員の賃金等の労働条件を改善すべく、本県では一昨年末から昨年にかけて12年ぶりに運賃改定が実施されたが、燃料高騰や昨年からの世界同時不況により期待された増収に結びつかず、依然として厳しい状況に置かれている。
- ・ このような状況は一部地域だけでなく全国的な傾向にあり、東京地区の運賃改定を端緒に、内閣府の「物価安定政策会議」でタクシー事業に関する様々な問題点が指摘され、又、「物価問題に関する閣僚会議」においても改善を図るよう問題提起された。
- ・ これを受けた国土交通省では交通政策審議会に「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」諮問し、平成20年12月18日にタクシー事業を適正化、活性化するための対策が示された答申を受け、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(案)を国会に上程したところ、衆参両院とも全会一致で可決成立し、10月1日から施行された。
- ・ この法律(新法)の目的は、需要が減少しているにもかかわらず、供給過剰なタクシー車両数の見直しを図り、交通事故、駐停車違反及び交通渋滞をなくし、併せて運転者の労働条件の改善等を図るとともに、利用者に「安全・安心・快適」なタクシーの輸送サービスを提供することにある。
- ・ 今回の新法成立により関係機関や利用者団体の代表の皆様方にもタクシー特定地域協議会に参画いただき、今後のタクシーサービスの向上と事業の健全な発達等について、協議をお願いしたい。

3．事務局紹介

福岡県タクシー協会・各地区タクシー協会・福岡運輸支局が、共同事務局として運営。

4．議事

[事務局]資料説明

本協議会の目的について

- ・資料2にて「本協議会の制定の背景と協議会の目的について」説明

福岡県におけるタクシー事業の状況について

- ・資料3の「福岡のタクシー事業の状況」
- ・資料4の「適正と考えられる車両数の算定について」
- ・資料5の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法」地域計画
- ・資料6の「福岡県における特定特別監視地域のタクシー事業構造改善計画」

本協議会の今後の検討の進め方について

- ・各地で開催される第二回地域協議会では、地域計画の骨子を示し、協議検討を願う。
- ・第三回目には、各地域協議会において具体案を示し、内容の調整を行い、あくまでも予定だが21年度内には取りまとめができればと考えている。

(会長)

- ・事務局より議事の～について、資料の説明そして今後の進め方について説明があったが、御質問、御意見等伺いたい。
- ・まず議事の、資料2について、本協議会の制定の背景と協議会の目的について何か御質問、御意見を伺う。
- ・【なし】
- ・次に議事の、資料3～6福岡のタクシー事業の状況について意見を伺いたい。
- ・【なし】
- ・議事の今後の進め方について、御意見等を伺う。

【藤田委員】

- ・第二回目と第三回目で独自の具体案をまとめていくということだが、そういう進め方ということで理解していいか。
- ・ここで策定する計画について具体的なものが各交通圏で、それぞれまとめていくということでもいいか。
- ・こういう集まりではなく、それぞれ各ブロックでということになってくるのか。

(事務局)

- ・合同の協議会は今回だけ。後は、各地域ごとに集まり協議して頂く。

【藤田委員】

- ・次回の各地域ごとの協議会はいつ頃か。年度内に計画を立てているのか。

(事務局)

- ・3月までに地域計画が作成されればと事務局では考えている。
- ・今後の地域の問題の出方により、伸びるかもしれないし、早まるかもしれない。

(会長)

- ・タクシー全般に関してお尋ねしたい事があつたら、お受けしたい。

【細川委員】

- ・福岡交通圏に関しては、古賀市から糸島郡等と地域範囲が広く関係する警察署も多い。
- ・次回の各協議会では、それぞれの交通圏の中で検討課題を示されると思うが、事務局としては方向性を早く取りまとめて頂きたい。
- ・各地区の協議会には、警察本部担当課と地元交通の実情に詳しい警察署が参画させて頂くとより良い意見を出せるのではないかと考えている。
- ・もう一点、例えば福岡の中洲問題であるが、他の会議で対策を検討をしている。中洲としていることから中央警察署が参加しておらず、今回の交通圏での問題と中洲等の問題の整理をお願いする。
- ・各協議会では大きな地域範囲での検討がなされると思うので、既存の各地にある検討会との整合性をお願いしたい。

(会長)

- ・事務局としては、県警さんとの連携を密にとっていただきたいと思う。

【緒方委員】

- ・地域協議会で策定された地域計画を反映して特定事業計画が作成される、特定事業計画を国土交通大臣の認定の前に、改めて地域協議会に特定事業計画について示されるという事はあるか。

(会長)

- ・特定事業計画は個々の事業者の申請になるので、それを協議会のほうに戻して検討するという事はないかと思う。

(事務局)

- ・それは特定事業計画の認定の審査の中で処理したいと思う。
- ・協議会の中間報告なり最終の報告なり、その中で整理をさせていただければと思う。

【松本委員】

- ・資料 4 の適正と考えられる車両数の算定について、一定の計算式に基づいて行われているが、この数というのは目安なのか、それともこの数にしないといけないものか。
- ・例えば、21年3月末時点の車両数として、北九州交通圏では3,261台あるが、上の実働率というのがよくわからないが、これを90%とすると2,690台ということ

になり、単純にいうと600台減らすということか、600台を目標に減らしていこうとすることか、教えていただきたい。

(事務局)

- ・目安というふうに考えている。
- ・実働率は、例えば車が10台あって、そのうち9台が動いたら、90%が実働率というふうになる。100台あって85台動いて85%という考え方。地域によっては90数パーセント動いている地域もあれば、80%前後で動いている地域もある。
- ・ムダに車庫に眠っているより稼働したほうがいいわけだから、上限としては9割から8割5分程度、動いて適正な車両台数だというふうに目安として出しているところ。

【松本委員】

- ・また、適正と思われる車両数にした場合の、営業収益が、どのくらい引き上がるとか、賃金の面がどう上がるとか計算はされているのか。

(事務局)

- ・20年度の実績値からの推定の日車営収のグラフを使用
- ・20年度の日車営収の各交通圏ごとの棒グラフになっていて、紫がこれを90%と仮定して、仮に90%で算定したときの車両数、いわゆる同じパイを、割り分ける話で、10人で同じパイを分けていたのを、8人に分ければ当然パイは増える訳で、そういった形で単純に20年度の実績値からの推定の日車営収の形で計算すると、このグラフのように紫が90、白が85ということで、単純に1車あたりのパイは増えるだろうと、今の収入を維持した場合という想定でこういった数字になる。

【古瀬委員】

- ・車両数ベースで適正ということを出されているが、例えば19ページの大牟田市の場合、車両と運転者数というのは大体同じような割合で増減している。17ページの福岡交通圏は台数の方が大分伸びているが、運転手に比べて伸びが大きいかなと思う。車両ベースで考えていくのが適正なのか。人間ベースで考えていったほうが適当なのかなというところを教えて欲しい。

(事務局)

- ・適正車両数ということで、車両ベースで全部計算をしている。運転手の数では出していない。

【古瀬委員】

- ・車両ベースで考えれば良いのかもしれないですけど、福岡都市圏みたいに車両数と運転手数に差がある場合には、今後賃金の改善だとか、そういったところを考えるに当たって、運転手ベースというところを考えていった方が良いのかな、と思ったものだから質問してみた。

(会 長)

- ・今日はじめて協議会の立ち上げということで皆様には、まだご理解の進んでない部分もあると思う。今後各ブロックごとに協議会を開催していくので、その場でも疑問に思われることはどしどし、お聞きください。
- ・御意見、ご質問等がなければ、本日用意された議事については全てご承認頂きましたものとして、各委員の皆様には今後協議会の運営についてはよろしくお願ひしたい。
- ・福岡県タクシー協会の田中会長に、最後にお話しを頂けないか。

【田中委員】

- ・第一回の協議会ということで、意義あるものにしたいという今後の願ひを込めて、今日ここに皆集まった訳である。
- ・3年間期間の指定であり、この間にタクシー業がそこで働いている人と会社が成り立っていくような形でやらなければならないというのが、今回の目的である。
- ・各地域で事業計画を立てて、地域の問題を解決していくのかというのが、今回の主題。
- ・今日の説明だけだとタクシー業の中身というのが分かりにくいと思うので、これからそれぞれの地区で会長、もしくは県の協会の方からタクシーの実情とか仕組みの説明をやって行きたい。
- ・今回地域協議会という中でやる意義というのは、タクシー業を知って頂くということと、タクシーもそれぞれの地域の事情を詳しく知っていくという意味では、非常に大きな意味のある会議になっていくと思うし、またそうしていかないと、何の為にやるのか分からないということになってしまう。
- ・タクシーは、今回かなり規制が厳しくなっているが、その他の事業に関しては、まるっきり同じ土俵に乗っていないというのが状況。それぞれの地域ではもっと深い問題がある。例えば地方郡部では運転代行のせめぎ合い問題とか、NPOとかの有償運送との価格の問題とか、この辺のところを同時に進めていかないと、タクシーが減った分、他の事業が出てくる可能性がある。皆さんの知恵を借りながら、この協議会をキチンと推進していき、その中で地域の役に立てるようにしていかなければならない。
- ・地域の役に立つ業界として、そこで働いている運転手（福岡には2万人以上）がキチンと生活できるような方策を打っていかなくてはならない。
- ・今全業種が不景気な中で、いきなり給料が100万も200万もあがるというのは厳しいかもしれないが、それをやることによって将来、タクシーの運転手になってもいいかなと思う人たちが出てくるような業界というか地域にしていかなければいけない。
- ・福岡で行われる地域協議会と同じような地域が他県でもあると思うので、そこで、こういうことが話されているよ、ということをおもひのほうにも伝えながら、議論のお役に立てるような形でやって行きたい。
  - ・今回、行政の方々、役所の方々、そして皆様のお力で、なんとか特措法という3年間の猶予期間を頂いたと思っている。
- ・道路運送法の中で特措法といえども、公共交通機関という文字が初めて法律の中に載った。業界にしては非常に大きな問題で、重要な地域協議会を通して皆様と話しをし

ていき、3年後指定が解除された時には、将来性があるような業界、そして地域の役に立てるような業種、そしてそこで働いている人たちが、なんとか普通の生活ができるような業界になっていかないといけないなと思っている。

- ・福岡の中でも福岡交通圏とその他の交通圏では売上の差が2万円くらいあるところがあり同じ土俵で話すというのも難しいので、この5つの地域協議会ができた。
- ・それぞれの地域における特別な問題というのも話し合いをして頂きながら、福岡県全体のタクシーが良い方向に向いて行けるように、是非皆様の力を借りてやって行きたいと思うので、よろしく願います。

その他

(事務局)

- ・第2回協議会は、5地区地域協議会で日程等を調整し、それぞれの地区の委員の方々にご案内を申し上げる。
- ・開催については、各地域協議会を年度内に、2回程度の開催を考えている。
- ・本日の5地区合同会議の次回開催は、特措法において、基本的には、地域毎に協議会を開催することとなっている。特に予定していないが、必要に応じ開催することも考えているので、よろしく願いたい。

閉会(15:30)

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 北九州交通圏・筑豊交通圏・福岡交通圏・久留米市・大牟田市タクシー特定地域協議会設置要綱(案)

資料2 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」制定の背景と協議会の目的

資料3 福岡県のタクシー事業の状況

資料4 適正と考えられる車両数の算定について

資料5 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」地域計画

資料6 福岡県における特定特別監視地域におけるタクシー事業構造改善計画

追加資料 議事中における事務局説明資料(グラフ)

議事終了後、報道関係者に対し、会長(湯元支局長)及び福岡県タクシー協会田中会長並びに事務局において、議事概要の説明及びこれらに対する質疑応答を行った。

